

2023年漁業センサス

鹿児島県結果概要（概数値）

（令和5年11月1日現在）

— 海面漁業経営体は5年前に比べ18.0%の減少 —

鹿児島県総合政策部統計課
令和6年8月30日公表

【調査結果の概要】

1 海面漁業経営体

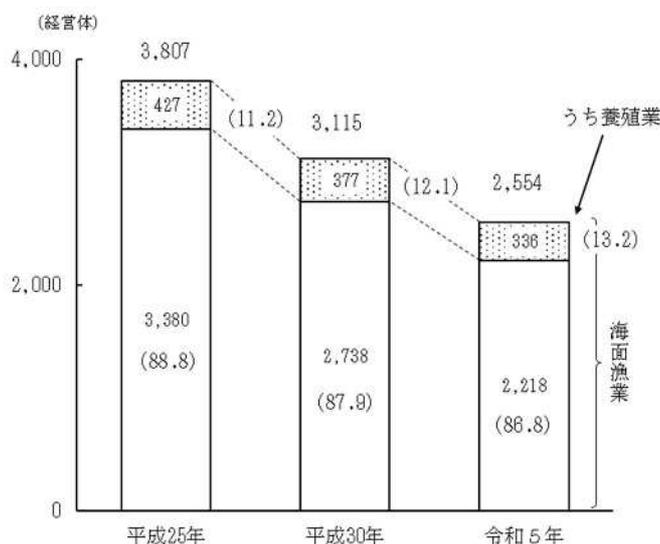
海面漁業経営体とは、沿海地区において調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物（漁獲物及び収獲物をいう。以下同じ。）を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯、事業所等をいう。（ただし、調査期日前1年間における自営漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。詳細は、次のURLの「用語の解説」を参照。

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/yougo/index.html>

鹿児島県の海面漁業の漁業経営体数（令和5年11月1日現在）は2,554経営体で、5年前に比べ561経営体（18.0%）減少した。

このうち、主として海面養殖業を営んだ漁業経営体数は336経営体で、5年前に比べ41経営体（10.9%）の減少となっており、漁業経営体全体よりも減少幅が小さくなっている。

図1 海面漁業経営体数の推移



これを漁業層別にみると、沿岸漁業層は2,463経営体で521経営体(17.5%)減少した。このうち、海面養殖層は336経営体、海面養殖層以外の沿岸漁業層は2,127経営体で、5年前に比べそれぞれ41経営体(10.9%)、480経営体(18.4%)減少した。

表1 漁業層別漁業経営体数

区 分	平成30年	令和5年	対前回増減率 (令和5年/ 平成30年)
	経営体	経営体	%
計	3,115	2,554	△ 18.0
1)沿岸漁業層	2,984	2,463	△ 17.5
海面養殖層	377	336	△ 10.9
上記以外の沿岸漁業層	2,607	2,127	△ 18.4
2)中小漁業層	125	88	△ 29.6
3)大規模漁業層	6	3	△ 50.0

注：表中の「△」は減少したものを示す(以下同じ。)

1)は、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を合わせたものである。

2)は、動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を合わせたものである。

3)は、動力漁船1,000トン以上の各階層を合わせたものである。

経営組織別にみると、個人経営体は2,303経営体で、5年前に比べ574経営体(20.0%)減少した。また、団体経営体は251経営体で、5年前に比べ13経営体(5.5%)増加し、このうち、会社については227経営体で、5年前に比べ17経営体(8.1%)増加した。

表2 経営組織別漁業経営体数

区 分	平成30年	令和5年	対前回増減率 (令和5年/ 平成30年)
	経営体	経営体	%
計	3,115	2,554	△ 18.0
個人経営体	2,877	2,303	△ 20.0
団体経営体	238	251	5.5
会社	210	227	8.1
漁業協同組合	7	7	0.0
漁業生産組合	11	11	0.0
共同経営	9	6	△ 33.3
その他	1	-	-

注：漁業協同組合には、漁業協同組合の支所等によるものを含む(以下同じ。)

営んだ漁業種類別にみると、その他の釣が1,380経営体と最も多く、次いでその他の刺網が597経営体、その他の漁業が506経営体となっており、5年前に比べそれぞれ305経営体（18.1%）、199経営体（25.0%）、104経営体（17.0%）減少した。

表3 営んだ漁業種類別漁業経営体数（複数回答）

区 分	平成30年	令和5年	対前回増減率 (令和5年/ 平成30年)	区 分	平成30年	令和5年	対前回増減率 (令和5年/ 平成30年)
	経営体	経営体			経営体	経営体	
計（実数）	3,115	2,554	△ 18.0	釣			
底びき網				遠洋かつお一本釣	2	2	0.0
遠洋底びき網	-	-	-	近海かつお一本釣	-	-	-
以西底びき網	-	-	-	沿岸かつお一本釣	10	42	320.0
沖合底びき網1 そうびき	-	-	-	遠洋・近海いか釣	-	-	-
沖合底びき網2 そうびき	-	-	-	沿岸いか釣	225	214	△ 4.9
小型底びき網	65	68	4.6	ひき縄釣	263	276	4.9
船びき網	199	145	△ 27.1	その他の釣	1,685	1,380	△ 18.1
まき網				小型捕鯨	-	-	-
大中小型まき網				潜水器漁業	108	96	△ 11.1
1 そうまき遠洋 かつお・まぐろ	-	-	-	採貝・採藻	288	267	△ 7.3
1 そうまきその他	-	-	-	その他の漁業	610	506	△ 17.0
2 そうまき	-	-	-	海面養殖			
中・小型まき網	21	23	9.5	魚類養殖			
刺網				ぎんざけ養殖	-	-	-
さけ・ます流し網	-	-	-	ぶり類養殖	210	187	△ 11.0
かじき等流し網	-	-	-	まだい養殖	56	57	1.8
その他の刺網	796	597	△ 25.0	ひらめ養殖	9	8	△ 11.1
さんま棒受網	-	-	-	とらふぐ養殖	2	3	50.0
大型定置網	20	21	5.0	くるまぐろ養殖	11	9	△ 18.2
さけ定置網	-	-	-	にじます養殖	…	…	…
小型定置網	95	97	2.1	その他のさけ・ます養殖	…	…	…
その他の網漁業	273	262	△ 4.0	その他の魚類養殖	31	25	△ 19.4
はえ縄				ほたてがい養殖	-	-	-
遠洋まぐろはえ縄	11	8	△ 27.3	かき類養殖	12	19	58.3
近海まぐろはえ縄	3	2	△ 33.3	その他の貝類養殖	58	37	△ 36.2
沿岸まぐろはえ縄	1	2	100.0	くるまえび養殖	15	15	0.0
その他のはえ縄	106	80	△ 24.5	ほや類養殖	-	-	-
				その他の水産動物類養殖	2	4	100.0
				こんぶ類養殖	-	-	-
				わかめ類養殖	39	38	△ 2.6
				のり類養殖	127	99	△ 22.0
				その他の海藻類養殖	11	13	18.2
				真珠養殖	4	5	25.0
				真珠母貝養殖	4	5	25.0

注：1 令和5年調査において「その他の魚類養殖」から「にじます養殖」及び「その他のさけ・ます養殖」を分離して新たに調査項目として設定しており、平成30年値は、「その他の魚類養殖」に「にじます養殖」及び「その他のさけ・ます類」を含んでいる。また、対前回増減率は平成30年値と令和5年値を比較するため、「にじます養殖」、「その他のさけ・ます類養殖」及び「その他の魚類養殖」の合計で算出した。

2 令和5年調査において「1 そうまきその他」は「1 そうまき近海かつお・まぐろ」と「1 そうまきその他」を、「遠洋・近海いか釣」は「遠洋いか釣」と「近海いか釣」を統合して調査項目として設定した。また、対前回増減率はそれぞれ平成30年値を合計し算出した。

3 表中の「-」は事実のないものを示す（以下同じ。）。

4 表中の「…」は事実不詳又は調査を欠くものを示す（以下同じ。）。

5 複数回答の項目は、計（実数）と内訳の計は一致しない（以下同じ。）。

漁獲物・収獲物の販売金額規模別に増減率をみると、5年前に比べ1億円以上の経営体が7経営体増加している。

表4 漁獲物・収獲物の販売金額規模別漁業経営体数

区分	計	100万円未満	100～500	500～1,000	1,000～2,000	2,000～5,000	5,000万～1億	1～5	5～10	10億円以上
数(経営体)										
平成30年	3,115	1,577	825	251	110	93	117	108	26	8
令和5年	2,554	1,300	632	217	112	64	80	113	22	14
対前回増減率(%)	△ 18.0	△ 17.6	△ 23.4	△ 13.5	1.8	△ 31.2	△ 31.6	4.6	△ 15.4	75.0
構成比(%)										
平成30年	100.0	50.6	26.5	8.1	3.5	3.0	3.8	3.5	0.8	0.3
令和5年	100.0	50.9	24.7	8.5	4.4	2.5	3.1	4.4	0.9	0.5

注：1 「100万円未満」は、「販売金額なし」を含む。

2 構成比については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある(以下同じ。)

2 労働力

(1) 年齢階層別漁業従事世帯員・役員数

漁業従事世帯員とは、個人経営体の世帯員のうち、調査期日前1年間に漁業を行った人をいう。なお、共同経営の構成員や他の漁業経営体の雇用者として漁業に従事した場合も含む。
 漁業従事役員とは、団体経営体における経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者のうち、調査期日前1年間に自営漁業に従事した、海上作業又は陸上作業に責任のある者をいう。なお、自営漁業に従事せず、役員会に出席するだけの者は含めない。

漁業従事世帯員・役員数は3,236人であり、5年前に比べ1,051人(24.5%)減少した。このうち漁業従事世帯員は2,779人、漁業従事役員は457人となっており、5年前に比べそれぞれ1,018人(26.8%)、33人(6.7%)減少した。

また、年齢階層別にみると、漁業従事世帯員は65歳以上が1,482人で全体の53.3%を占める一方、漁業従事役員は64歳以下が323人で全体の70.7%を占めている。

表5 年齢階層別漁業従事世帯員・役員数

区分	計	15～29歳	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70～74	75歳以上
数(人)									
平成30年 計	4,287	105	276	448	805	680	712	525	736
漁業従事世帯員	3,797	80	214	364	695	595	644	487	718
漁業従事役員	490	25	62	84	110	85	68	38	18
令和5年 計	3,236	81	209	388	535	407	529	505	582
漁業従事世帯員	2,779	67	151	295	428	356	471	458	553
漁業従事役員	457	14	58	93	107	51	58	47	29
対前回増減率(%)									
計	△ 24.5	△ 22.9	△ 24.3	△ 13.4	△ 33.5	△ 40.1	△ 25.7	△ 3.8	△ 20.9
漁業従事世帯員	△ 26.8	△ 16.3	△ 29.4	△ 19.0	△ 38.4	△ 40.2	△ 26.9	△ 6.0	△ 23.0
漁業従事役員	△ 6.7	△ 44.0	△ 6.5	10.7	△ 2.7	△ 40.0	△ 14.7	23.7	61.1
構成比(%)									
平成30年 計	100.0	2.4	6.4	10.5	18.8	15.9	16.6	12.2	17.2
漁業従事世帯員	100.0	2.1	5.6	9.6	18.3	15.7	17.0	12.8	18.9
漁業従事役員	100.0	5.1	12.7	17.1	22.4	17.3	13.9	7.8	3.7
令和5年 計	100.0	2.5	6.5	12.0	16.5	12.6	16.3	15.6	18.0
漁業従事世帯員	100.0	2.4	5.4	10.6	15.4	12.8	16.9	16.5	19.9
漁業従事役員	100.0	3.1	12.7	20.4	23.4	11.2	12.7	10.3	6.3

(2) 責任のある者の状況

責任のある者とは、個人経営体における経営主及び経営方針の決定に関わっている世帯員並びに団体経営体における経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者をいう。
 なお、団体経営体においては、(1)の漁業従事役員に同じ。

ア 年齢階層別責任のある者数

漁業経営体の責任のある者は2,862人であり、5年前に比べ684人(19.3%)減少した。このうち個人経営体は2,405人、団体経営体は457人となっており、5年前に比べそれぞれ651人(21.3%)、33人(6.7%)減少した。

また、年齢階層別にみると、個人経営体では65歳以上が1,324人で全体の55.1%を占める一方、団体経営体では64歳以下が323人で全体の70.7%を占めている。

表6 年齢階層別責任のある者数

区分	計	15～29歳	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70～74	75歳以上
数(人)									
平成30年 計	3,546	51	194	357	676	582	614	444	628
個人経営体	3,056	26	132	273	566	497	546	406	610
団体経営体	490	25	62	84	110	85	68	38	18
令和5年 計	2,862	45	175	340	471	373	481	449	528
個人経営体	2,405	31	117	247	364	322	423	402	499
団体経営体	457	14	58	93	107	51	58	47	29
対前回増減率(%)									
計	△ 19.3	△ 11.8	△ 9.8	△ 4.8	△ 30.3	△ 35.9	△ 21.7	1.1	△ 15.9
個人経営体	△ 21.3	19.2	△ 11.4	△ 9.5	△ 35.7	△ 35.2	△ 22.5	△ 1.0	△ 18.2
団体経営体	△ 6.7	△ 44.0	△ 6.5	10.7	△ 2.7	△ 40.0	△ 14.7	23.7	61.1
構成比(%)									
平成30年 計	100.0	1.4	5.5	10.1	19.1	16.4	17.3	12.5	17.7
個人経営体	100.0	0.9	4.3	8.9	18.5	16.3	17.9	13.3	20.0
団体経営体	100.0	5.1	12.7	17.1	22.4	17.3	13.9	7.8	3.7
令和5年 計	100.0	1.6	6.1	11.9	16.5	13.0	16.8	15.7	18.4
個人経営体	100.0	1.3	4.9	10.3	15.1	13.4	17.6	16.7	20.7
団体経営体	100.0	3.1	12.7	20.4	23.4	11.2	12.7	10.3	6.3

イ 団体経営体における役職別責任のある者数

団体経営体の責任のある者を役職別にみると、経営主が277人（60.6%）、陸上作業において責任のある者が163人（35.7%）、船長が128人（28.0%）となっており、5年前に比べそれぞれ31人（12.6%）増加、9人（5.2%）減少、2人（1.5%）減少した。

また、役職別の平均年齢をみると、経営主が57.8歳、陸上作業において責任のある者が57.3歳、船長が51.5歳となっている。

表7 団体経営体における役職別責任のある者数（複数回答）

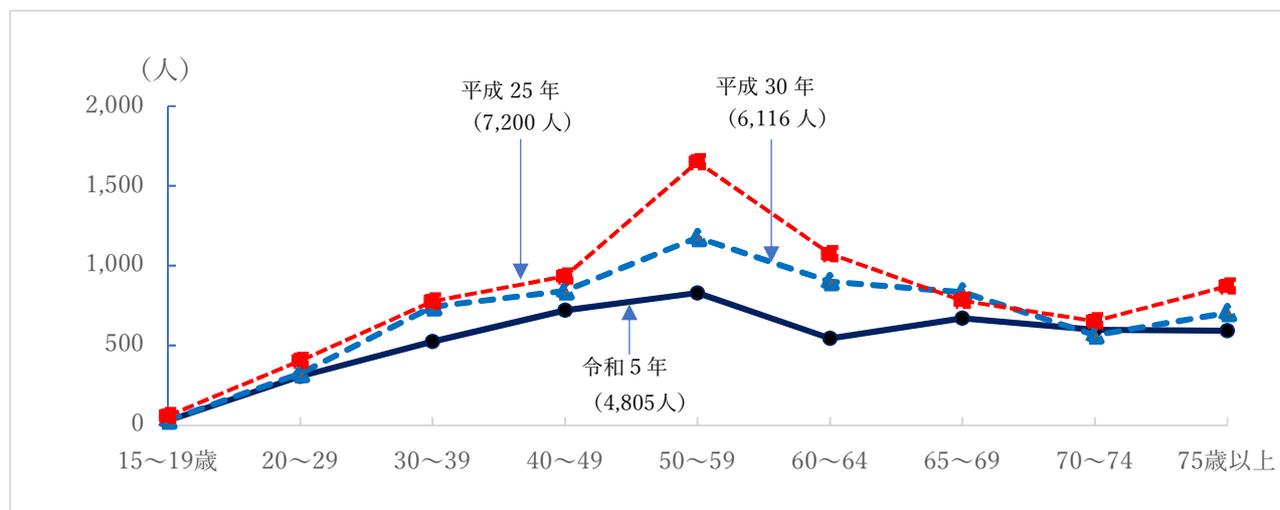
区 分	計 (実数)	経営主	海上作業において責任のある者					陸上作業に おいて責任 のある者
			漁ろう長	船長	機関長	養殖場長	左記以外	
数（人）								
平成30年	490	246	74	130	25	101	115	172
令和5年	457	277	69	128	9	95	104	163
対前回 増減率（%）	△ 6.7	12.6	△ 6.8	△ 1.5	△ 64.0	△ 5.9	△ 9.6	△ 5.2
割合（%）								
平成30年	100.0	50.2	15.1	26.5	5.1	20.6	23.5	35.1
令和5年	100.0	60.6	15.1	28.0	2.0	20.8	22.8	35.7
平均年齢（歳）								
平成30年	-	57.2	56.5	51.1	56.2	52.1	51.8	58.0
令和5年	-	57.8	56.7	51.5	57.9	51.7	54.6	57.3

(3) 漁業就業者数

漁業就業者とは、満15歳以上で調査期日前1年間に自営漁業の海上作業に30日以上従事した者をいう。

漁業就業者数は4,805人で、5年前に比べ1,311人（21.4%）減少した。
これを年齢階層別にみると、65歳以上が1,858人で全体の38.7%を占めている。

図2 年齢階層別漁業就業者数の推移



3 漁業経営の取組

(1) 漁獲・収獲した水産物の輸出

海外向けに出荷（輸出）とは、調査期日前1年間に自ら漁獲・収獲した水産物を海外の卸売業者、レストラン、スーパーなどの小売業者や消費者等に直接出荷（輸出）した場合又は輸出を目的として漁業協同組合、貿易商社、卸売業者等に出荷した場合をいう。
なお、輸出を目的としていなかったが、出荷先において輸出されたことを確認した場合も含む。

海外向けに出荷（輸出）した漁業経営体は55経営体で、全体の2.2%となっている。

このうち、海外向けに出荷（輸出）した販売金額又は数量を把握している漁業経営体は21経営体で、全体の0.8%となっている。

表8 漁獲・収獲した水産物の輸出の取組状況（複数回答）

区分	計	海外向けに出荷（輸出）している（複数回答）			海外向けに出荷（輸出）していない
		小計（実数）	販売金額又は数量を把握している	販売金額・数量を把握していない	
数（経営体）	2,554	55	21	34	2,499
割合（%）	100.0	2.2	0.8	1.3	97.8

(2) 水産エコラベル認証の取得

水産エコラベルとは、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物を消費者が選んで購入できるよう商品にラベルを表示する仕組みをいう。調査期日現在で自営漁業において取得している場合に加え、自営漁業に関係していれば、漁協や集団で取得している場合も含む。

水産エコラベル認証を取得している漁業経営体は51経営体で、全体の2.0%となっている。

このうち、MEL (Marine Eco-Label Japan) の認証を取得している漁業経営体は44経営体で、全体の1.7%となっている。

表9 水産エコラベル認証の取得状況（複数回答）

区分	計	取得している（複数回答）							取得していない
		小計 (実数)	MEL	MSC	ASC	BAP	Alaska RFM	GLOBAL G.A.P	
数（経営体）	2,554	51	44	1	10	-	-	-	2,503
割合（%）	100.0	2.0	1.7	0.0	0.4	-	-	-	98.0

(3) 漁業共済の加入

漁業共済とは、漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失など、中小漁業者が異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失を補償することにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定に資することを目的とする以下の共済事業をいう。

- ・ 漁船漁業、定置漁業及び一部の採貝・採藻業が対象となる漁獲共済
- ・ 養殖魚等が対象となる養殖共済、特定養殖共済
- ・ 養殖施設や漁具が対象となる漁業施設共済

積立ぶらすとは、「漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱」（平成23年3月29日付け22水漁第2323号農林水産事務次官依命通知）に基づき、計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費で造成した基金から減収の補填を行う予算事業をいう。

漁業共済に加入している漁業経営体は821経営体となっている。

このうち、積立ぶらすに加入している漁業経営体は610経営体となっている。

表10 漁業共済の加入状況

区分	計	漁業共済に加入している			漁業共済に加入していない
		小計	積立ぶらすに加入している	積立ぶらすに加入していない	
数（経営体）	2,554	821	610	211	1,733

4 漁船

漁業経営体が調査期日前1年間に使用した漁船のうち、調査期日現在で保有している漁船の総隻数は船外機付漁船、無動力漁船を含め、3,923隻で、5年前に比べ982隻(20.0%)減少した。

このうち動力漁船は2,756隻で、これを販売金額1位の漁業種類別にみると、釣が862隻と最も多く、次いでぶり類養殖が594隻、刺網が318隻となっている。

表11 漁船種類別・販売金額1位の漁業種類別漁船隻数

区 分	隻数		
	平成30年	令和5年	対前回増減率 (令和5年/平成30年) %
計(漁船種類別)	4,905	3,923	△ 20.0
無動力漁船	66	72	9.1
船外機付漁船	1,520	1,095	△ 28.0
動力漁船	3,319	2,756	△ 17.0
小計(販売金額1位の漁業種類別)	3,319	2,756	△ 17.0
底びき網	55	53	△ 3.6
船びき網	258	164	△ 36.4
まき網	91	53	△ 41.8
刺網	451	318	△ 29.5
さんま棒受網	-	-	-
大型定置網	35	52	48.6
さけ定置網	-	-	-
小型定置網	83	76	△ 8.4
その他の網漁業	88	97	10.2
はえ縄	88	67	△ 23.9
釣	1,063	862	△ 18.9
小型捕鯨	-	-	-
潜水器漁業	30	37	23.3
採貝・採藻	38	41	7.9
その他の漁業	135	115	△ 14.8
海面養殖			
ぎんざけ養殖	-	-	-
ぶり類養殖	692	594	△ 14.2
まだい養殖	32	23	△ 28.1
ひらめ養殖	-	3	-
とらふぐ養殖	1	2	100.0
くろまぐろ養殖	60	102	70.0
にじます養殖	…	-	-
その他のさけ・ます養殖	…	-	-
その他の魚類養殖	10	2	△ 80.0
ほたてがい養殖	-	-	-
かき類養殖	4	5	25.0
その他の貝類養殖	10	4	△ 60.0
くるまえび養殖	1	-	-
ほや類養殖	-	-	-
その他の水産動物類養殖	-	-	-
こんぶ類養殖	-	-	-
わかめ類養殖	4	8	100.0
のり類養殖	70	58	△ 17.1
その他の海藻類養殖	3	-	-
真珠養殖	7	20	185.7
真珠母貝養殖	10	-	-

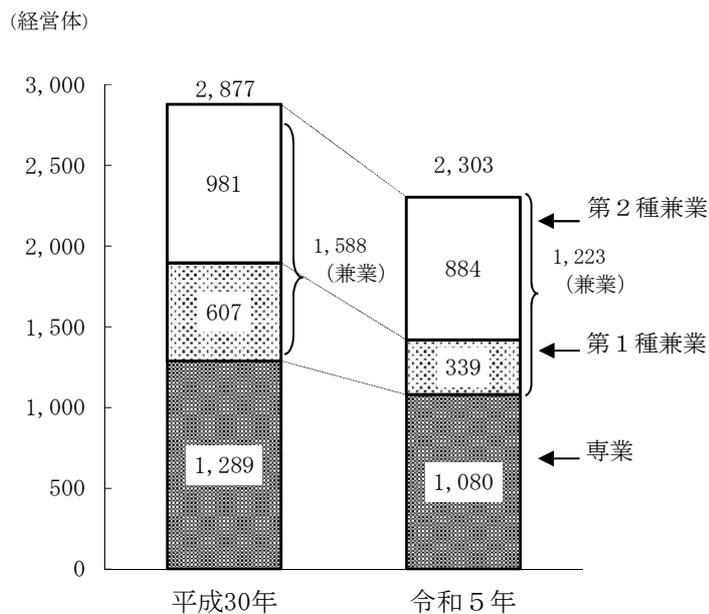
注： 令和5年調査において「その他の魚類養殖」から「にじます養殖」及び「その他のさけ・ます養殖」を分離して新たに調査項目として設定しており、平成30年値は、「その他の魚類養殖」に「にじます養殖」及び「その他のさけ・ます類」を含んでいる。また、対前回増減率は平成30年値と令和5年値を比較するため、「にじます養殖」、「その他のさけ・ます類養殖」及び「その他の魚類養殖」の合計で算出した。

5 個人経営体

(1) 専兼業別漁業経営体数

個人経営体を専兼業別にみると、専業は1,080経営体、兼業は1,223経営体で、5年前に比べそれぞれ209経営体（16.2%）、365経営体（23.0%）減少した。

図3 専兼業別漁業経営体数



(2) 後継者がいる経営体階層別漁業経営体数

後継者とは満15歳以上で、調査期日前1年間に漁業に従事した人のうち、世帯員に限らず将来自営漁業の経営主になる予定の人をいう。
 経営体階層とは主として営んだ漁業種類により大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖の各階層に分類し、それ以外の経営体を使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により分類した階層をいう。
 その他の養殖とは、ぎんざけ養殖、その他の魚類養殖、その他の貝類養殖、くるまえば養殖、ほや類養殖、その他の水産動物類養殖、その他の海藻類養殖、真珠養殖、真珠母貝養殖をいう。

個人経営体のうち、自家漁業の後継者がいる経営体は216経営体で、個人経営体に占める割合は9.4%と5年前に比べ2.1ポイント低くなっている。

経営体階層別にみると、沿岸漁業層のぶり類養殖、かき類養殖、大型定置網で後継者のいる経営体の割合が高く、それぞれ54.0%、25.0%、25.0%となっている。

表12 後継者がいる経営体階層別漁業経営体数

区 分	平成30年			令和5年		
	経営体	後継者ありの割合	%	経営体	後継者ありの割合	%
計	2,877	331	11.5	2,303	216	9.4
(沿岸漁業層)						
海面漁業漁船使用						
無動力漁船のみ	8	2	25.0	2	-	-
船外機付漁船	625	26	4.2	478	23	4.8
動力漁船使用 (総10トン未満)	1,741	156	9.0	1,456	113	7.8
大型定置網	4	-	-	4	1	25.0
さけ定置網	-	-	-	-	-	-
小型定置網	60	17	28.3	54	12	22.2
漁船非使用階層	141	7	5.0	97	2	2.1
海面養殖						
ぶり類養殖	104	64	61.5	63	34	54.0
まだい養殖	3	2	66.7	1	1	100.0
ひらめ養殖	3	1	33.3	2	-	-
とらふぐ養殖	1	-	-	1	-	-
くろまぐろ類養殖	-	-	-	-	-	-
ほたてがい養殖	-	-	-	-	-	-
かき類養殖	2	-	-	4	1	25.0
こんぶ類養殖	-	-	-	-	-	-
わかめ類養殖	5	-	-	7	1	14.3
のり類養殖	94	34	36.2	78	16	20.5
にじます養殖		-	-	
その他のさけ・ます養殖	25.0	-	-	
その他の養殖	20	5		18	5	
(中小漁業層)						
動力漁船使用 (総10トン以上総1,000トン未満)	66	17	25.8	38	7	18.4
(大規模漁業層)						
動力漁船使用 (総1,000トン以上)	-	-	-	-	-	-

注： 令和5年調査において「その他の魚類養殖」から「にじます養殖」及び「その他のさけ・ます養殖」を分離して新たに調査項目として設定しており、平成30年値は、「その他の魚類養殖」に「にじます養殖」及び「その他のさけ・ます類」を含んでいる。

なお、本表において「その他の魚類養殖」は「その他の養殖」に含まれている。また、後継者ありの割合は平成30年値と令和5年値を比較するため、「にじます養殖」、「その他のさけ・ます類養殖」及び「その他の養殖」の合計で算出した。